1．お知らせ

NEW （事業主の皆様へ）受講料等の価格設定に関する疎明書の提出をお願いします

令和 8 年 5 月 14 日付けの支給要領改正により、訓練計画届の提出時期を問わず、次のいずれかに該当するものについては、「受講料等の価格設定に関する疎明書（様式第 28 号）」の提出が必要となりました。

・令和 8 年 5 月 14 日時点で、支給申請が行われていないもの
・支給申請は行われているが、支給決定または不支給決定がされていないもの

○今後支給申請を行う事業主の皆さまへ
　支給申請にあたっては、「受講料等の価格設定に関する疎明書（様式第 28 号）」を併せてご提出ください。

○既に支給申請を行っている事業主の皆さまへ
　対象となる場合には、管轄の労働局より追加提出に関するご案内をいたしますので、内容をご確認の上、ご対応をお願いいたします。

疎明書（様式第 28 号）　[45KB]

NEW （事業主の皆様へ）電子申請を利用する際の留意事項

人材開発支援助成金（人材育成支援コース・人への投資促進コース・事業展開等リスキリング支援コース）は、令和８年５月 14 日より支給申請時に「受講料等の価格設定に関する疎明書」（様式 28 号）の提出が必要となる制度改正を行いましたが、改正に対応した電子申請画面は準備中です。
そのため、令和８年５月 14 日以降に支給申請を行う場合は、申請画面内の「3.その他管轄労働局長が必要と認める書類について」の「その他支給要件を確認するに当たって管轄労働局長が必要と認める書類」に、疎明書（様式第 28 号）[45KB] を添付の上、申請してください。